

令和3年4月20日

保護者の皆様

福井市東安居小学校
校長 北 和 幸

学校へ電話連絡される際の時間帯について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

一昨年4月から働き方関連法が施行され、社会全体で働き方改革が進められているところですが、昨年4月からは、教職員に対し「福井県教育委員会規則」および「福井市立学校管理規則」により、教職員の時間外勤務時間（残業時間）について上限規定が設けられました。

学校は規則の遵守が求められており、これまで以上に残業時間の削減に努力が必要となりました。

これまでコロナ禍への対応を優先し規則遵守は後手となりましたが、残業時間を減らす方策の一つとして、**外部からの電話をお受けできる時間帯を下記のとおりとし、5月1日（土）から実施します。**ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

記

1 外部からの電話をお受けできる時間帯

- ・月、火、木、金 : 7時30分から18時まで
 - ・水（ノー残業デー）: 7時30分から16時50分まで
 - ・長期休業中 : 8時10分から16時30分まで
- ※ 土、日、休日はお受けできません。**

○電話をお受けできない時間帯には次の案内が流れます。留守録機能はありません。

「福井市東安居小学校です。本日の業務は終了しました。ご用がある場合は、平日の午前7時30分から午後6時の間にご連絡願います。水曜日は午後4時50分までにお願いします。なお、時間外での緊急事態発生時の連絡先は、・・・(2の連絡先).....です。」

2 時間外での緊急事態発生時の連絡先

福井県教育総合研究所教育相談センター(24時間相談) 0776-51-0511

3 留意事項

- ・本校教職員が業務で職員室内に残っていても、特別な場合を除き、18時以降の電話には対応できかねます。
- ・学校からの電話着歴を見てお電話されることもあろうかと思しますので、ご家庭にお電話させていただく場合は、特別な場合を除き、18時より30分前の17時30分までに行きます。
- ・**学校に忘れ物を取りに来られる場合も、18時以降についてはご遠慮下さい。**

担当:教頭 安達秀敏

TEL:35-3806

FAX:35-3994

Email:h-ago-e@fukui-city.ed.jp

4 参考事項

○本校教職員の勤務時間 8:10～16:40

○「教員の時間外在校等時間の上限に関する教育委員会規則」、「福井市立学校管理規則」
残業時間(原則)

・月45時間以下 ・年間360時間以下

児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の残業時間

・月100時間未満 ・年間720時間以下 (45時間を超える月は6か月以内)

・2～6か月平均で80時間以下